1　はじめに
2　ガイドラインの活用に当たって

目　次

1　はじめに......... 1-1

1.1　ガイドラインの目的......... 1-1

1.2　ガイドラインの背景となる基本原則......... 1-1

1.3　博覧会運営における基本的な取組姿勢......... 1-2

1.4　特に配慮が必要となる来場者のニーズ......... 1-3

2　ガイドラインの活用に当たって......... 2-1

2.1　ガイドラインの適用範囲......... 2-1

2.2　基準設定の考え方......... 2-1

2.3　基本寸法等......... 2-3

2.4　法遵守等......... 2-10

1　はじめに

1.1　　ガイドラインの目的

本博覧会では、自然・人・社会が共に持続可能な未来と、誰もが取り残されない共生社会の形成に寄与し、一人ひとりの幸せな明日の風景につながるものとなることを目指している。

この実現のため、本ガイドラインでは、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、本博覧会を訪れる全ての人々が、安全・快適に来場し、展示やイベント等を楽しみ参加できるように、施設整備、サービス、交通アクセスに関するアクセシビリティの基準を定めることを目的とする。

1.2　　ガイドラインの背景となる基本原則

（IPC ガイドを踏まえたアクセシビリティとインクルージョンの基本原則）

国際パラリンピック協会（以下「IPC」という。）は、会場やサービスを設計する際の包括的な基準を必要とするオリンピック・パラリンピック大会開催都市のニーズに応えるとともに、世界中の観衆のためのアクセシビリティに関するベンチマークを造ることを目的として IPC アクセシビリティガイドを作成した（2009 年作成。2013 年、2015 年改訂）。この中では、「アクセシビリティとインクルージョンの基本原則」として「公平」、「尊厳」、「機能性の確保」の３つの基本原則が示されている。

これらの原則は、Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン、２０２５年日本国際博覧会の各種ユニバーサルデザインガイドラインにも引き継がれており、本ガイドラインでもこの３つの基本原則を継承する。

① 公平：個人の身体的・機能的な能力にかかわらず、全ての人々が同じ体験ができ、かつ、同じ水準のサービスを受けられること。
そのために、整備や運営計画は、全ての来場者に同じ利用体験を提供できるものにしなくてはならない。来場者又は来場者グループの隔離は避けなければならない。プライバシー、セキュリティ、安全のための規定は、全ての人に対して等しいものでなければならない。

② 尊厳：施設の運営やサービスの提供方法が、利用する多様な人々を尊重し、個人の尊厳を損なわないこと。
そのために、整備や運営計画は、個人の好みや能力に幅広く対応できるものでなければならない。各人が自分のペースで、好きな方法を選んで利用できるようにする。来場者の経験、知識、言語能力、現在の集中力、身体状況にかかわらず、公的に提供されるサービスの利用が容易に理解できる必要がある。アクセシブル・デザインは、不必要な複雑さを排除し、直感的でシンプルな利用を可能にするものでなければならない。

③ 機能性の確保：サービスや施設の機能が、障がいのある人を含む全ての関連するグループの固有のニーズを満たす「目的に合った」ものにすること。

そのために、整備と運営計画には以下が求められる。

- 来場者に、その感覚能力に関係なく、必要な情報を効果的に伝達すること。必須情報の提示には、様々な方法・形式を用いるべきである。
- 突発的な、あるいは意図しない動作がもたらす危険、誤用による不利な結果は最小限になるようにすべきである。よく利用される環境は、よりアクセシブルでなければならない。危険をもたらす恐れのある要素は、除去するか隔離すべきである。
- 効率的で快適に、適切な操作力で、最も疲れの少ない状態で利用できるようにすること。
- 全ての来場者が、その体格、姿勢、移動能力に関係なく、快適に近づき、手が届き、操作できるような適切な大きさと空間を確保する。

また、上記の３つの基本原則は、

意見の反映：設計や運営に関わる諸計画段階において、障がい者を含めた関係者の意見を反映させせるために必要な措置を講じること。

教育訓練：運営の実施段階において、スタッフやボランティアなどに対し、必要な教育訓練を行うこと。

により、本博覧会のアクセシビリティとインクルージョン※が実現するものと考える。

※インクルージョンとは、包括的で誰も排除することのない、カバーされない人が生じることは許さないとする理念を意味する名詞。（IPC アクセシビリティガイド日本語訳より）

1.3　博覧会運営における基本的な取組姿勢

障害者権利条約（2014 年批准）の理念を踏まえ、全ての人々が、障がい者に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底し、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」を全ての人が理解することが重要である。

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（内閣府）では、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして以下の３点を挙げており、本博覧会においても博覧会運営に携わる全ての人が意識して取り組むべき事項として示し、障がい理解を進める。

① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

② 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

1.4　特に配慮が必要となる来場者のニーズ

アクセシビリティに配慮した博覧会を実現するためには、来場者の特性を的確に理解し、多様なニーズを把握した上で、各種法令やガイドラインを十分に理解して計画・設計を行うことが重要である。その主な例を紹介する。

1）高齢者

（特性）

加齢に伴い、足腰等が弱くなり、動作がゆっくりになったり、長距離の歩行や階段等を利用することに困難が生じたりする。また、視力や聴力などの感覚機能の低下も伴うことがある。このようなことから、情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等への即応や新しい機器類への順応が難しくなる。

（留意事項）

- 休憩できる場や階段等への手すりの設置、安全に留意する。
- 情報提供機器類の操作性は単純に、音声と視覚による案内を持つ構造に留意する。
- わずかな段差もできないよう留意する。また床材は、滑りにくいものを使用するが、滑りにくすぎてもつまずきの原因になることを考慮する。

2）認知症高齢者

（特性）

認知症は、誰もがなり得る脳の病気である。認知症とは、様々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態を指す。加齢とともに発生する割合が増加するが、65 才未満の人が発症することもある。

（留意事項）

- 建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置を分かりやすくする。
- 不必要な情報をなくし、情報量を減らすなどの工夫とともに、人的サポート等のソフト面での対応が必要である。
- 建物の案内や表示において、端的な言葉やピクトグラム、矢印などの表示・サインや色分けを活用するなどの工夫が必要である。
- 安全な環境づくり（強化ガラス、飛散防止フィルム、施錠の工夫、防音の工夫等）が求められる。
- リラックスできる環境づくりが求められる。また休憩できる場所を設けるよう留意する。

3）杖使用者

（特性）

歩行が不安定な人や階段を上り下りすることが難しい人がいる。杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具である。歩行時のバランスの調整や歩行パターンの矯正、スピードや持続力の改善を目的としている。

（留意事項）

- 杖の振り幅があるため、出入口の有効幅員などに留意する。
- 杖の底面が小さいため、排水溝の蓋の構造に留意する。
- わずかな段の乗り越えが困難であり、つまずきやすいため不要な段差は設けないよう留意する。
- 平たんな路面でも、つまずきやすいため路面仕上げなどに留意する。
- 休憩できる場所を設けるよう留意する。
- 椅子から立ち上がる時のために、座面の下に足を引くスペースや肘掛けを設けるよう留意する。
- 介助犬（バランスドッグ）を同伴する場合があることに留意する。

4) 車いす使用者

（特性）

下肢又は四肢にマヒがあり、車いすを使用している。段差や急な斜面は、自力で上がり下りできない場合がある。高いところや低いところにあるものを取り出したり、操作することに困ることがある。

また、車いすは、大きく分けて手動車いすと電動車いすがある。手動車いすは自ら駆動、操作する自走用と介助者が操作する介助用に分かれる。電動車いすも同様に自操用と介助用に分かれる。ここでは手動車いすと電動車いすともに自ら駆動、操作することを前提とする。

（留意事項）

- 床面に段差があると乗り越えることができない。
- 床面は移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに留意する。
- 車いすから便座への移乗など、乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや、乗り移る側の設備の高さに留意する。
- 棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。
- 電動車いすの場合は、上記に加え、特に電動車いすの高さ、スペースに配慮する。また、車いすをコントロールするレバーやボタンなどの操作ボックスがあるため、ドアの取っ手などの突起物がぶつからないよう配慮する。
- ハンドル形電動車いすの動作寸法や出入口等や通路等に必要な幅は、電動車いす（自操用標準形）よりも大きくなる。
- 介助犬を同伴する場合があることに留意する。

5) 上肢障がい者

（特性）

腕・手・指などの上肢の機能が十分ではなく、ドアや扉の開閉、水道の蛇口の操作など力が必要な動作が苦手である。

（留意事項）

- 少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。
- 水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむように自動式、レバー式又は棒状の取っ手にするなど形状に留意する。

・　棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。
・　スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。

6）視覚障がい者

（特性）

視覚障がい者というと全盲者と思いがちだが、残存視力のある人(弱視者（ロービジョン）・視野障がい等)の人も多くみられる。視覚障がい者に対する建築計画は、全盲の人に対応するばかりではなく、残存視力のある人にも十分配慮する必要がある。

（留意事項）

・　全盲者は、視覚以外から得られる情報を活用して目的の場所に移動する。最も有効な情報提供手段は人による案内である。その施設の案内所などまでは、音声案内装置や視覚障がい者誘導用ブロック等の聴覚と触覚を利用した誘導設備を確保する。
・　人がいる案内所がない場合や、再訪時等に一人で移動できるように、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、部屋の入口などに、音声案内装置、点字、浮き出し文字などによる情報提供が必要である。
・　白杖と靴底の感覚によって移動するため、床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物等はほとんど把握できないため、階段裏へのもぐり込みや突出看板などの高さや構造に留意する。
・　残存視力のある人に配慮して、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに留意する。色の組合せ等は、色覚障がい者にも配慮したものとする。
・　表示・サイン等は、高い位置だけでなく目の高さなど弱視者（ロービジョン）が見やすい位置にも設置する。
・　照明は逆光又は反射グレア※が生じないようにする。
　※グレアとは必要な照度が維持されていても、周囲との輝度比で見えにくくなる現象のことである。
・　事前の情報提供手段として、施設のウェブサイトを JIS X8341-3 に準拠し、高齢者や障がい者にも利用しやすいようアクセシビリティを確保することも重要である。
・　施設案内を音訳・点訳して提供することも施設の利用しやすさにつながる。
・　盲導犬を同伴する場合があることに留意する。

7）聴覚障がい者

（特性）

耳が聞こえない、又は聞こえにくい障がいである。音声言語によるコミュニケーションが難しいため、情報の送受に支障をきたし、情報が不足しがちである。特に緊急時の情報不足は大きな問題である。

聴力損失の程度や失聴の時期、教育環境などの違いによって、手話や筆談などコミュニケーション手段が異なる。

（留意事項）

- 外見から身体的に障がいがどこにあるか分かりにくいので、困っている状況が周囲の人に伝わりにくい。
- 視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう留意する。
- 緊急時等では、視覚によるほか振動などにより当事者へ伝達できるよう留意する。
- 視覚による設備機器類のほか、情報伝達をより正確に行えるよう筆談やUDトークなどを用意する。
- 足音が聞こえないため、出会い頭に人と衝突することがある。このため階段の踊場など死角が生じる場所には鏡を設ける。
- 聴導犬を同伴する場合があることに留意する。

（視覚情報設備の例）

- 文字情報
  - ✓ 電光掲示板（呼出窓口などに設置）
  - ✓ ソフト面での対応（人的な対応や筆談できる備品等の整備）
- 光による告知
  - ✓ 照明器具の点滅（出入口のドアのノックの振動やインターホンの音などをセンサーなどで受信し、照明器具の点滅等で知らせる）
- 振動による告知
  - ✓ 振動機の設置・携帯（音声情報をセンターで受信し、振動機を作動させる）
- 整備の工夫
  - ✓ 音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、十分な検討が必要。

8) 内部障がい者

（特性）

内部障がい者とは、疾病などによって、心臓や腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸等の機能に障がいがあり、日常生活活動が制限されている状態である。

内部障がい者の代表的な例としては、心臓ペースメーカー装着、人工肛門装着、人工呼吸器装着などがある。

（留意事項）

- 内部障がい者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、理解を得にくいのが特徴である。
- オストメイト対応設備を備えた便房が必要である。
- 疲れやすい人が多いため、休憩できる場所や階段等への手すりの設置、安全に留意する。

9） 高次脳機能障がい者

（特性）

高次機能障がいとは脳出血、脳梗塞などの病気や、事故による頭部外傷などによって、脳に損傷を受けたときの後遺症の一つである。主な症状として注意障がい、記憶障がい、情報処理速度の低下、自己意識性の低下、遂行機能障がい、易疲労、社会的行動障がいがあり、いくつかの症状が影響しあうことがある。

10）知的障がい者

（特性）

生まれる前の要因や生後の発達時期において何らかの障がいが生じたことによるもの、遺伝性の原因によるもの、また原因不明のものなど、様々な原因で、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある人である。

11）精神障がい者

（特性）

統合失調症、双極性障がい、うつ病等の様々な精神疾患により日常生活や社会の生活のしづらさを抱えている。病気の症状に対する社会的な誤解や偏見がさらに本人を追い込みストレスとなり、回復を遅らせる原因となる。

12）発達障がい者

（特性）

発達障がいは、自閉症スペクトラム障がい（ASD）、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など脳機能の発達に関係する障がいである。これらは生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しているが、複数の障がいが重なって現れることもある。また障がいの程度や年齢（発達段階）、生活環境などによっても症状は違ってくる。

9）～12）共通留意事項

- 建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置を分かりやすくする。
- 不必要な情報をなくし、情報量を減らすなどの工夫とともに、人的サポート等のソフト面での対応が必要である。
- 言葉よりも視覚的な方法を使った方が分かりやすいことがあるため、建物の案内や表示においてピクトグラム、矢印などの表示や色分けを活用するなどの工夫が必要である。
- 安全な環境づくり（強化ガラス、飛散防止フィルム、施錠の工夫、防音の工夫など）が求められる。
- リラックスできる環境づくりが求められる。また休憩できる場所を設けるよう留意する。
- 突然大きな音が出るような構造は、その旨を記載するなど、事前に情報提供できるよう留意する。

13）乳幼児・妊産婦

（特性）

幼児に関しては、身長などの人体寸法に配慮し、視線の高さ・到達範囲・器具の大きさなどに留意する。また、環境の変化への即座な対応が困難なので突起物などを設けないよう十分配慮する。そのほか、危険物などに対する判断ができないため、それらを回避する工夫なども必要である。

乳児を連れた保護者は、おんぶやだっこ又はベビーカーを押しながら移動するため、多くの困難を伴う。またおむつ交換や更衣のためのベビーベッド、授乳室等が必要となる。また、妊産婦への配慮として、衝突物の回避、休憩スペースなどが求められる。

（留意事項）

- 床面は、ベビーカーなどに配慮し、平たんな仕上げに留意する。
- 乳幼児は安全に対する認識ができずに動き回るため、不用意な突起物、段などを設けないよう留意する。

14）その他

さらに、次のようなニーズを持つ人々にも、アクセシブルでインクルーシブな環境は大いに役に立つ。

- 難病、一時的な病気の人
- 捻挫、骨折等怪我をしている人
- 子ども
- 日本語以外の言語を話す人
- LGBTQ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、又は決めない人）等、性的マイノリティ（性的少数者）のこと
- 大きく重い荷物を持っている人
- 何らかの理由で同伴者の帯同が必要な人
- 救急隊員、緊急通報に対応する人
- 初めて会場を訪れる人
- スマートフォン等の携帯端末を持っていない人

2　ガイドラインの活用に当たって

2.1　ガイドラインの適用範囲

本博覧会会場のうち、全ての来場者の動線・活動エリアとする。なお、管理エリア（バックヤード）は、本ガイドラインを参考に配慮することが望ましい。

交通アクセスにおいては、会場へアクセスする主要な交通機関の関連施設（駅、駅前広場、ターミナル、駐車場等）と移動具（車両等）、歩道等を対象とする。

なお、本ガイドラインを参照して施設整備やサービス提供を行う主体として、開催者である２０２７年国際園芸博覧会協会（以下「本協会」という。）のほか、国内外からの出展者や、展示・催事・飲食施設等への参加者が対象になる。交通アクセスに関わる各交通事業者においては、交通関連施設を新設する際や、既存施設の改良を実施する際には、本ガイドラインの考え方や基準を参考にして実施されたい。

2.2　基準設定の考え方

本ガイドラインでは、本博覧会の整備、運営をする際の指標として、推奨基準（することが望ましい事項）と標準基準（遵守すべき基準）の２つの基準を設けている。

「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を実現するため、本ガイドラインで示している推奨基準を積極的に採用することを求める。推奨基準を採用することがどうしても困難な場合であっても、少なくとも標準基準を満たすことが最低限の要件となる。

なお、以下に示すように、推奨と標準の基準をそれぞれ☆と■の記号で示している。

☆　**推奨基準** は「することが望ましい」事項を示し、安全かつ円滑な移動等の実現とともに、来場者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えるために、本博覧会開催において特に推奨する基準として定義する。

【基準設定の考え方】

『２０２５年日本国際博覧会 ユニバーサルデザインガイドライン【改定版】』、『２０２５年日本国際博覧会 ユニバーサルサービスガイドライン』、『２０２５年日本国際博覧会 交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン』における「推奨（Guide）」、『Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン』における「推奨基準」、『横浜市横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル』における「望ましい整備」の水準、『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和３年３月)』の設計標準（望ましい基準）、障がい当事者の意見等を総合的に勘案して設定。

■　**標準基準** は、「～しなければならない」「～すること。」の事項を示しており、法的拘束力の有無にかかわらず、少なくとも遵守すべき基準として定義する。

【基準設定の考え方】

『２０２５年日本国際博覧会 ユニバーサルデザインガイドライン【改定版】』、『２０２５年日本国際博覧会 ユニバーサルサービスガイドライン』、『２０２５年日本国際博覧会 交通ア

クセスに関するユニバーサルデザインガイドライン』における「規制(Control)」、『Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン』における「標準基準」、『横浜市横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル』における「指定施設整備基準」『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和３年３月)』の設計基準、障がい当事者の意見等を総合的に勘案して設定。

（留意事項）

施設整備に関しては、やむを得ず部分的に標準基準を満たせない場合においても 2.4 法遵守等に示す主な関係法令等を満たし、かつ、人的対応やその他のソフト対策など代替手段の提供を行うことにより、標準基準により整備されている場合と同等のサービスを来場者に提供する必要がある。

サービスに関しては、様々な事情がある人も、ほかの来場者と同様に本博覧会を楽しむことができるよう、基準とそれぞれの場面における対応策（例）を示している。対応策（例）については、ひとつの方向性を示したものであり、ここで挙げたものに限定されるものではない。むしろ、各主体が本ガイドラインを理解し、創意工夫をすることで、対応策（例）以上のより良いサービスの提供を目指すことが求められる。

交通アクセスに関して、本博覧会のために整備・改良する駐車場やシャトルバス等の乗降場などの施設については、本ガイドラインの基準に則り計画・整備を行う。また、鉄道や道路など既存の交通施設については、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準やバリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両編・役務編）を基本としつつ、本博覧会の特性を考慮し、全ての来場者が会場まで不自由なくたどり着けるよう、施設を新設する際や既存施設の改良を実施する際には、本ガイドラインを参照し整備水準の向上に努める。

2.3　基本寸法等

本ガイドラインにおける基本的な寸法等は以下に示すとおりである。

表　主要寸法とその意味

寸　法	意　味
800㎜	出入口等で車いす使用者が通過できる寸法
900㎜	出入口等で車いす使用者が通過しやすい寸法
1,200㎜	通路等で車いす使用者が通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いす使用者とすれ違える寸法 松葉杖使用者・白杖利用者が円滑に通過できる寸法
1,400㎜	車いす使用者が転回（180 度方向転換）できる寸法 松葉杖使用者と歩行者がすれ違える寸法
1,500㎜	手動車いす使用者が回転できる寸法
1,800㎜	電動車いす使用者が回転できる寸法 車いす使用者同士がすれ違える寸法
2,000㎜	車いす使用者同士がすれ違う幅に余裕を加えた寸法

2.3.1　杖使用者

杖使用者の通路幅員の目安（杖使用時に要する幅）

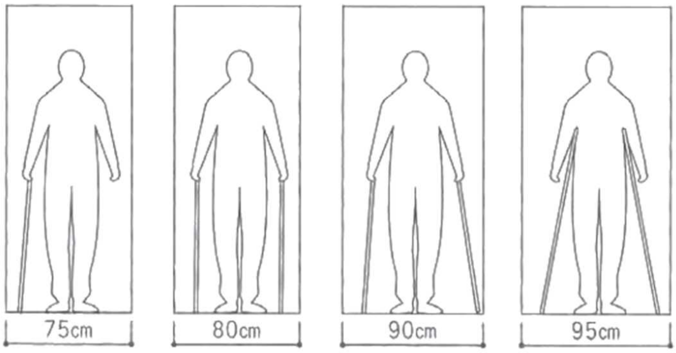

1本杖を片側　1本杖を両側　ロフストランドクラッチ　松葉杖

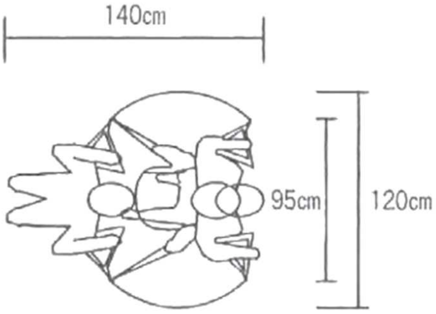

松葉杖の移動寸法

杖使用者のすれ違い寸法

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①	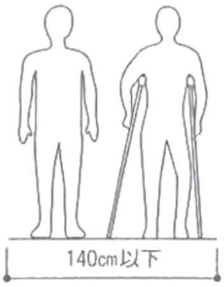	松葉杖使用者と歩行者のすれ違い寸法 ：140cm	○松葉杖使用時に要する幅（95cm）に人の歩行に要する幅（45cm）を加えたものです。
②	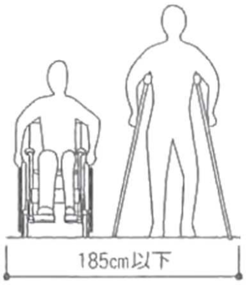	松葉杖使用者と車いす使用者のすれ違い寸法 ：185cm	○松葉杖使用時に要する幅（95cm）に車いす使用者が出入口等を通行しやすい幅（90cm）を加えたものです。

（出典）横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］

2.3.2　車いす使用者

出入口等

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①	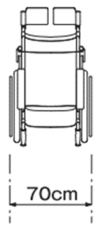	車いすの全幅 ：70cm	○手動車いすの全幅は JIS 規格（JIS T 9201）で最大値を 70cm としています。 ○電動車いすの全幅はハンドル形も含め、JIS 規格（JIS T 9203）で最大値を 70cm としています。 ○ハンドル形電動車いすの全幅は、JIS 規格（JIS T 9203）で最大値を 70cm としています。
②	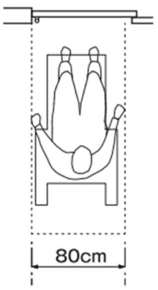	車いす使用者が通過することができる最小幅 ：80cm	○手動車いすの車輪の外側に取り付けられているハンドリムを手で回転させる動作に必要な幅（＝両肘幅 10cm）を手動車いすの全幅（70cm）に加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。 ○電動車いすも、全幅（70cm）に余裕幅（10cm）を加えた幅が必要です。
③	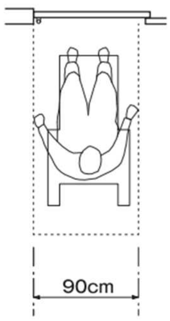	車いす使用者が出入口等を通過しやすい幅 ：90cm	○車いす使用者が出入口等を通過することができる最小幅（80cm）に移動の際の余裕幅（10cm）を加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。

（出典）横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］

通路等

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①	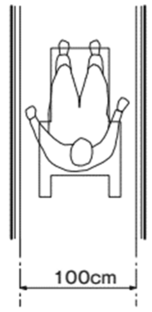	車いす使用者が傾斜路を通行することができる幅 ：100cm	○傾斜路では、スピードを調節するため余裕幅が大きくなり、そのための余裕幅（10cm）を車いす使用者が出入口等を通過しやすい幅（90cm）に加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。 ○手動車いすの場合、傾斜路では勾配がきつい場合や、距離が長い場合などは負担が大きくなります。
②	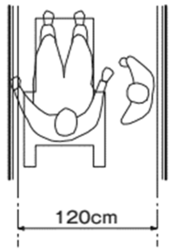	車いす使用者が通路等を通行しやすい幅（車いす使用者と横向きの人がすれ違うことができる幅） ：120cm	○車いす使用者が出入口等を通行しやすい幅（90cm）に横向きの人が通れる幅を加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
③	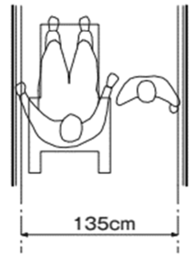	車いす使用者が歩行者と対面で最低限すれ違うことができる幅 ：135cm	○車いす使用者が出入口等を通行しやすい幅（90cm）に人の歩行に要する幅（45cm）を加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
④	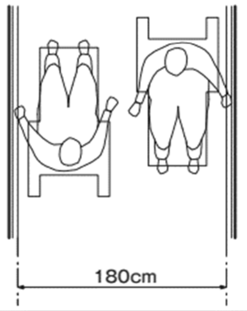	車いす使用者同士が対面ですれ違うことができる幅 ：180cm	○車いす使用者が出入口等を通行しやすい幅（90cm）を２倍にしたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。

（出典）横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］

方向転換（転回）

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①	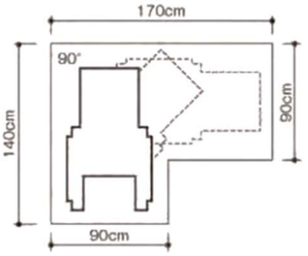	手動車いす及び電動車いす使用者が、通路等を直角に曲がるために通行することができる最小寸法 ：90cm	○車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
②	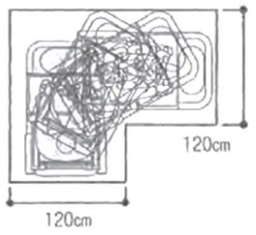	ハンドル形電動車いす使用者が通路等を直角に曲がるために通行することができる最小寸法 ：120cm	○ハンドル形電動車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
③	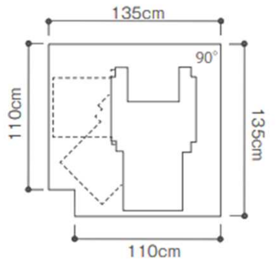	手動車いす使用者が車軸中央を中心に90度方向転換することができる最小寸法 ：135cm	○車いす使用者が 90 度方向転換するために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
④	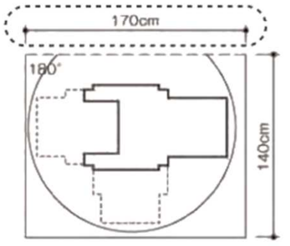	手動車いす使用者が車軸中央を中心に180度方向転換（転回）することができる最小寸法 ：140cm	○手動車いす使用者が 180 度方向転換（転回）するために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。

（出典）横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］

⑤	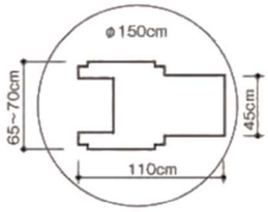	手動車いす使用者が 360 度方向転換（回転）することができる最小寸法 ：150cm	○手動車いす使用者が 360 度方向転換（回転）するために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
⑥	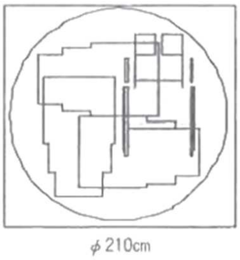	手動車いす使用者が片側の車輪を中心に 360度方向転換（回転）することができる最小寸法 ：210 cm	○片マヒにより片手片足で操作する車いす使用者が、360 度方向転換（回転）するために要する最小スペースです。
⑦	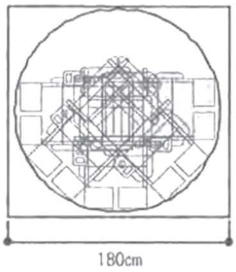	電動車いす使用者が 360 度方向転換（回転）することができる最小寸法 ：180 cm	○電動車いす使用者が 360 度方向転換（回転）するために要する最小スペースです。 ○車いすは、床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
⑧		ハンドル形電動車いすが 360 度方向転換（回転）することができる最小寸法 ：不特定	○実際に市販されている一般的なハンドル形電動車いすは機種により必要とする幅が異なります。

（出典）横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］

手の届く範囲

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①	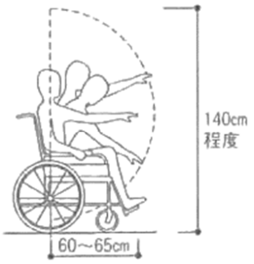	車いすに乗ったまま前方に手が届く範囲 ：60 ～ 65 cm 車いすに乗ったまま上方に手が届く範囲 ：140 cm 程度	○物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ○座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ○扉などを押したり、手前に引いたりする行為には困難が伴います。
②	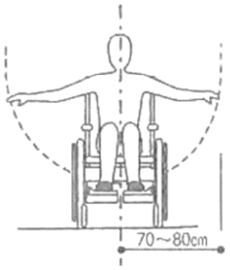	車いすに乗ったまま側方に手が届く範囲 ：70 ～ 80 cm	○物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ○座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ○扉などを押したり､手前に引いたりする行為には困難が伴います。

※年齢や障害部位等により動作寸法は変わります。

（出典）横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］

2.3.3　白杖使用者

白杖使用者の歩行幅員
（線状ブロック付き）

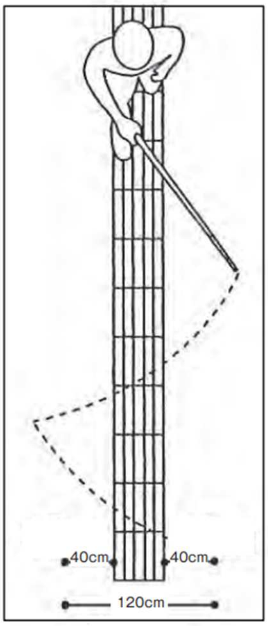

※視覚障がい者誘導用ブロックの側方を歩く場合もあります。
※線状ブロックは、壁面沿いに、壁から 50～60㎝ 離して敷設します。

（出典）横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］

2.4　法遵守等

本博覧会の運営、施設の計画、設計、建設及び整備に当たっては、関係する日本の法令及び横浜市の条例を遵守すること。主な関係法令を以下に示す。

（主な関係法令等）

1）建築基準法及び同法施行令

【建築基準法】

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000201

【同法施行令】

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325CO0000000338

2）障害者基本法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC1000000084

3）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000065

4）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び同法施行令

【バリアフリー法】

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000091

【同法施行令】

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418CO0000000379

5）横浜市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則等

【福祉のまちづくり条例】

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001790.html

【同条例施行規則】

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000698.html

6）高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和３年３月)

【国土交通省ウェブサイト】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

7）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第２版】（令和４年３月）

【国土交通省ウェブサイト】

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/parkun.html

8）道路の移動等円滑化整備ガイドライン（令和６年１月）

【国土交通省ウェブサイト】

https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/kijun/kijun.html

9）横浜市福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル

【横浜市ウェブサイト】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fuku-machi/seibikijun/shisetsu-sebi/fukumachimanual.html

　また、本ガイドラインを含む、開催者から提示される基本計画や、サステナビリティ戦略等、持続可能性に配慮した調達コード、ガイドラインや資料、その他計画内容に応じて関連する計画・基準等についても遵守、参照すること。

1）２０２７年国際園芸博覧会基本計画

【公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会ウェブサイト】

https://expo2027yokohama.or.jp/wp-content/uploads/2024/01/kihonkeikaku_2-2.pdf

2）サステナビリティに関する取組み

【公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会ウェブサイト】

https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/